

著作権	判決年月日	令和6年3月28日	担当部	知財高裁第3部
	事件番号	令和5年(ネ)第10093号		

○ 被控訴人が、控訴人が制作に関与したアニメーション映像の一部を、控訴人の氏名又は屋号を著作権者として表示することなく、YouTubeで公開した行為につき、当該アニメーション映像は映画の著作物であり、その著作権者は控訴人であるが、著作権者は被控訴人であると認められるとして、著作権侵害は認めなかったが、著作権者人格権（氏名表示権）の侵害を認め、控訴人の被控訴人に対する損害賠償請求を一部認容した事例

(事件類型) 損害賠償請求 (結論) 原判決変更

(関連条文) 著作権法2条1項10号、同条3項、16条、29条1項

(原判決) 東京地方裁判所令和3年(ワ)第12304号

判 決 要 旨

1 アニメーションの制作等を業として行っている控訴人(X)は、出版社である被控訴人(Y)が発行した書籍(本件書籍)に付属されたDVDに収録されたアニメーション映像(本件映像)の制作を委託され、その制作を行った。本件書籍は、てんかん発作に関する書籍であり、医師であるA(以下「A医師」という。)が執筆したものである。本件映像は、てんかん発作の13症例に関する別個のアニメーション映像によって構成されている。

Yは、Xの承諾を得ないまま、YouTubeにおいて、本件映像の一部(本件複製映像。本件DVDの映像から冒頭のメニュー画面を除いた部分。)を公開した。このとき、Xの氏名又は屋号は表示されなかった。

Xは、Yの上記行為によって、Xの著作権(公衆送信権)及び著作権者人格権(氏名表示権)が侵害されたと主張し、Yに対し、不法行為に基づく損害賠償として、660万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた。

原審は、本件映像は映画の著作物であると認定した上で、本件映像の著作権者はX及びA医師であるが、著作権法29条1項により、著作権者はA医師であると認められるとして、Yの行為によるXの著作権侵害は認めず、Xの著作権者人格権(氏名表示権)が侵害されたことは認めて、55万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める限度でXの請求を認容した。これに対しXが控訴し、Yは控訴も附帯控訴もしなかった。

2 本判決は、以下のとおり、Xの著作権が侵害されたとは認められないが、Xの著作権者人格権(氏名表示権)が侵害されたものと判断した上で、Xの控訴に基づき原判決を変更し、88万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める限度でXの請求を認容した。

(1) 本件映像は、映画の効果に類似する視聴覚的效果を生じさせる方法で作成されたものであり、かつ、思想又は感情を創作的に表現したものであって、DVDに固定され

たものであるから、著作権法2条3項にいう「映画の効果に類似する視覚的又は視聴覚的効果を生じさせる方法で表現され、かつ、物に固定されている著作物」に該当し、映画の著作物（同法10条1項7号）であると認められる。

- (2) 本件映像の制作、監督、演出、撮影、美術等を担当してその映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者はXであると認められる。A医師の関与は、本件映像を監修する立場からの助言又はアイデアの提供というべきものであって、本件映像の具体的表現を創作したものとは認められず、A医師が本件映像の制作、監督、演出、撮影、美術等を担当してその映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与したとはいえない。したがって、著作権法16条により、本件映像の著作者はXである（原審の判断と異なり、Xが単独の著作者であると認定した。）。
- (3) 著作権法29条1項にいう「映画製作者」は、「映画の著作物の製作に発意と責任を有する者」であるが（同法2条1項10号）、これは、映画の著作物を製作する意思を有し、同著作物の製作に関する法律上の権利義務が帰属する主体であって、そのことの反映として同著作物の製作に関する経済的な収入・支出の主体ともなる者のことであると解するのが相当である。

本件において、①Yが、本件書籍を出版し、Xとの間で本件映像の制作に関する委託契約の締結も行い、Xに対して上記委託契約の対価の支払義務を負った者であること、②A医師は、本件費用の出版に要する費用の調達のため、本件書籍の購入先を確保したが、A医師が費用を調達するに足りるだけの購入先を確保できない事態が生じた場合にA医師が不足分の費用を負担するとの合意がYとA医師との間で成立したとは認められず、このような事態が生じた場合、Yが最終的には不足分の費用を負担すべき立場にあったと認められること、③Xは上記委託契約に基づく対価請求権を取得しており、A医師が十分な購入先を確保できない事態が生じた場合に、Xが上記対価請求権の全部又は一部を失うとは認められないことからすれば、本件映像を製作する意思を有し、製作に関する法律上の権利義務が帰属する主体であって、そのことの反映として同著作物の製作に関する経済的な収入・支出の主体ともなる者はYであると認めるのが相当であるから、本件映像の映画製作者はYであると認められる。

そして、XはYに対して本件映像の製作に参加することを約束していたと認められるから、著作権法29条1項により、本件映像の著作権はYに帰属する。したがって、Yの行為によってXの著作権が侵害されたとは認められない。

- (4) Xは本件映像の単独の著作者であるが、Yは控訴人の氏名又は屋号を表示せずに、本件映像の一部である本件複製映像を公開したものであり、その公開の期間が約3年4か月の長期にわたったことなどからすれば、氏名表示権侵害によるXの精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料は80万円と認める。